

仁愛大学課外活動等奨学金規程

(目 的)

第1条 この規程は、仁愛大学に在籍する学生または学生団体が、スポーツ活動、文化活動、特色ある活動等（以下「課外活動等」という。）の各分野において秀でた成果を残した場合において、課外活動等奨学金（以下「奨学金」という。）を給付し、もって学生生活の支援に資することを目的とする。

(給付額)

第2条 奨学金の給付額は、別に定める。

(申 請)

第3条 奨学金を希望する者は、課外活動等奨学金申請書（別紙様式1）により、証明書類を添付して学生部長に申請するものとする。

(決 定)

第4条 決定は、学生部長の推薦に基づき評議会の審査を経て学長が行う。

(支 給)

第5条 学長は、前条の規定により決定を行ったときは、奨学金を支給するとともに告示する。

(取消し)

第6条 奨学金の申請内容に不正事実が認められたときは、給付した額を返還させる。

(運 用)

第7条 奨学金制度の運用に関する必要事項は、別に定める。

(事務の所管)

第8条 奨学金に関する事務は、学生部学生生活課が行う。ただし、給付に関する事務は事務局経理課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 平成21年4月1日改正

別紙様式1 (第3条関係)

平成 年 月 日

仁愛大学長 殿

課外活動等奨学金申請書

団体名 _____
代表者氏名(または個人) 学部・学科・学年 _____
学籍番号 _____
住所 _____
氏 名 _____

印

仁愛大学課外活動等奨学金規程第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 課外活動等奨学金を受けようとする事由

※証明書類を添付のこと